サウスウェル "Christs bloody sweat" における Sacramental Body (1)

Sacramental Body in Southwell's "Christs bloody sweat"(1)

森 ゆかり Yukari MORI

Abstract As C.A. Schten pointed out earlier, the Roman Catholic Sacrifice of the Mass is at the center of the poem, "Christs bloody sweat" by Robert Southwell, S.J. (1561-1595). During his formation as a Jesuit, Southwell meditated much on the pains of martyrdom by using the Ignatian composition of place. In Part I of this essay, I will explore how his contemporary Roman Catholic martyrologies shaped his persecutory imagination in preparing his own mission to Protestant England, after explaining some historical backgrounds of the Elizabethan politicoreligious controvercies.

I. 作品

カトリック司祭で、イエズス会士の詩人ロバート・ サウスウェルは、1561年、英国ノーフォーク州 Horsham St. Faithに誕生、まだ14歳の1576年、 Douaiに渡航して、カトリックとしての教育を受け、 1578年にはイエズス会入会、ローマの修練院を経て、 1581年にはローマの英国学寮に移り、司祭叙階を受 けている。カトリック宣教の命を受けたサウスウェ ルは、1586年7月7日(O.S.)、十年ぶりに母国の土を 踏むが、当時激しさを増していたエリザベス政府の カトリック弾圧を忍びつつ、6年の宣教活動の後、 1592年6月26日には当局によって逮捕拘留、1595年 2月21日、反逆者としてTyburneで処刑されている。 33才の若さであったという。1カトリック教会は彼の 聖性を認めて、1929年に列福、続いて1970年に列聖 しているが、本考では、サウスウェルが英国で使徒 職として執筆した詩のうち、特に"Christs bloody sweat"をめぐり、当時のカトリック殉教者の記録や、 論争パンフレットを参考にしながら、彼が自ら執筆 したこの詩をいかに生きたか辿ってみることにする。

サウスウェルが執筆した、"Christs bloody sweat"をはじめとする、一連の短い英語詩の年代は

不明であるが、これらは全て、彼が1586年7月に帰国してから1592年6月に逮捕されるまでに書かれたものであることが知られている。²逮捕後は、1593年4月にSir Robert Cecil宛て書簡をしたためた以外は、一切の筆記用具を許されていなかったためである。度重なる拷問の末、ロンドン塔に移されたサウスウェルが独房に持ち込むことを許されたのは、わずかに聖書、聖ベルナルドの著作集、そして聖務日課だけであったと伝えられている。³サウスウェルと共に英国に上陸し、宣教活動の苦しみを分かち合った同志のイエズス会士Henry Garnetの元に、サウスウェルの殉教後届けられたこの遺品の聖務日課には、ピンの引っ掻き傷で、"My God, and my all"と刻んであったという。⁴このガーネットもまた、火薬爆弾事件に巻き込まれて1606年に処刑されることになる。

さて、以下に"Christs bloody sweat"の全体を概観してみよう。

FAT soile, full spring, sweete olive, grape of blisse.

That yeelds, that streams, that pours, that dost distil.

Untild, undrawne, unstampt, untoucht of

presse,

Deare fruit, cleare brookes, faire oile, sweete wine at will:

Thus Christ unforst prevents in shedding blood

The whips, the thornes, the nailes, the speare, and roode.⁵

Evansによると、サウスウェルは、迫害される信仰者を、「自然」と「恩恵」がもたらす最上のものと考えており、そのまま永遠の御国で神に仕えるにふさわしいものとしていた。獄中にあったカトリック有力貴族のPhilip Howardに宛てた*Epistle of Comfort* (1587-1588)でも、迫害される信者を果物のイメージで表現している。⁶

"Christs bloody sweat"第1-4行においても同様に、 迫害される信仰者を肥沃な大地、ほとばしる泉、熟 したオリーブやぶどうなど、南国を思わせる「自然」 の恵みに喩える。これらの「自然」もまた、神の「恩 恵」の充満としての生命が持つ豊かさを兼ね備え、 雫がきらめくようなイメージが重ねられていく。サ ウスウェルは、雫をめぐって、"distil"、"dew"、 "dropp"等の単語をよく使っているが、これらは、 いつも神の「恩恵」、更に告解の秘跡に関連した改 俊の涙も象徴すると言われている。⁷

さて第1スタンザ第1-4行を受けたすぐ次に、"Untild, undrawne, unstampt, untoucht of presse" と、未然ではあるが、行為は既に想定されている否定形が畳みかけるように並置されており、間近に迫る迫害者の暴力のイメージが交錯して、切迫したリズムを構成する。耕されて鍬痕を残す大地に、鞭打たれたカトリック信者の身体を見ることはできないだろうか。また、"draw"という言葉には、後述するが、処刑された遺体から内臓を抜くという意味があり、これは当時カトリック信者を処刑する際に、必ず用いられた方法なのである。

カトリック信者の迫害のイメージは、次行第5行に引き継がれ、キリスト者の「痛み」を通して証しされる、神の子イエスの「痛み」へと展開される。第2スタンザを見よう。

He Pelicans, he Phenix fate doth prove, Whom flames consume, whom streames enforce to die. How burneth bloud, how bleedeth burning love?

Can one inflame and streame both bathe and frie?

How could he joine a Phenix fiery paines In fainting Pelicans still bleeding vaines?8

このスタンザに見られるペリカンと不死鳥のイメージは、サウスウェルが父に宛てた書簡にも見られるもので、⁹いずれもキリストを象徴する。親ペリカンは、自分の胸を口ばしで傷つけて、ほとばしる血を注ぎ、死んだ雛を3日後に蘇らせるという。イタリアでは14世紀頃から、このペリカンをキリストの十字架像の上に描く図像が多くなるのだが、このようにペリカンは犠牲としての死をもって、人間を救済するキリストの象徴である。¹⁰

自らの灰から再生する不死鳥もまた、復活の栄光に輝くキリストの象徴であるが、プラーツは、イエズス会の創立者聖イグナチオが帰天した際に造られたインプレーザに、不死鳥が描かれており、Inacio (イグナチオのスペイン語形)の地口である"muero y nacio"(我は死に、而して生まれん)という言葉が添えてあったことを指摘する。同じく創立100年を記念して刊行された『イエズス会の百年像』(1640年)にもまた、イエズス会殉教者を象徴する、割られたざくろと、幾度も再生する不死鳥の「積み薪」があったという。¹¹サウスウェルは、こうしたイエズス会独自の伝統からこのイメージを得たのかもしれない。

さて、この第2スタンザでは、血を流すペリカンと 炎に包まれる不死鳥のイメージが、それぞれ関連す る動詞表現を取り替えることによって繋がれて、不 死鳥の火のような痛みと、瀕死のペリカンの運命が キリストにおいて一致することが、巧みに構成され ている。

"Christs bloody sweat"は、従来、獄中詩と誤って伝えられた時期があったとされるが、それほどまでに、この詩は、カトリック信徒が耐え忍んだ身体刑の痛みのリアリティーを表現していて余すところがなく、キリストの受難と、それに与る英国カトリックの受難が、二重映しになっている。獄中、後述するトップクリフの手で苛酷な拷問を受け、全身の血が逆流するような「痛み」を経験したサウスウェルは、かつて自らが書いた不死鳥の"fiery paines"がどんなものであるのかを身をもって知ることになるの

である。

カトリック信徒が拘留されていた監獄では、既に 拷問を受けた仲間を見せしめのために、まだ尋問を 受けていない他の信徒と一緒に収監することがあっ たというが、¹²監獄内での惨状は、様々な形で監獄外 にも伝えられており、サウスウェルも逮捕される以 前から、トップクリフの拷問の恐ろしさは十分知っ ていたのである。¹³このようにキリストの体において 統合された不死鳥とペリカンは、迫害されるカトリッ ク信徒の体においても実現される。第3-4スタンザを まとめて見よう。

Elias once to prove gods soveraigne powre
By praire procur'd a fier of wondrous force
That blood and wood and water did devoure,
Yea stones and dust, beyonde all natures

Such fire is love that fedd with gory bloode Doth burne no lesse then in the dryest woode.

O sacred Fire come shewe thy force on me That sacrifice to Christe I maye retorne, If withered wood for *fuell* fittest bee, If stones and dust, yf fleshe and blood will burne,

I withered am and stonye to all good, A sacke of dust, a masse of fleshe and bloode.¹⁴

第3-4スタンザでは、キリストの脇腹から流れ出る血と水、そして不死鳥の「積み薪」が、全能の父なる神から派遣される聖霊の火によって燃え上がる。聖霊の火は、ここで神の愛とされており、「恩恵」は、「自然」の法則"natures course"を越え、拷問に苛なまれて木とも石ともつかないまでに感覚を喪失したカトリック信者の「身体」を、キリストの犠牲に倣って奉献し、焼き尽くすのである。

最終行の"a masse of fleshe and bloode"は、 Schtenが主張するように、カトリックの聖体祭儀(ミサ)を象徴しており、¹⁵責めさいなまれて肉塊となった身体を変容させ、丁度カトリックのミサにおけるパンとぶどう酒が、聖変化を受けて「キリストの体」となるのと同様に、カトリック信徒の身体もまた、変容されてキリストに一致するのである。 メアリ時代の迫害は、6年間の治世で300名以上に 上るプロテスタントを異端者として焚刑に処したが、 同じ殉教でも、エリザベス時代のカトリック殉教者 とは、以下の点が相違するというMuellerの指摘を引 用してみよう。

The Catholic ontology centered in the conveyance of Christ's physical body into the believer's physical body through the miracle of transubstantiation. The priest's ritual consecration of the bread and wine produced and made available the corporeal real presence. By contrast, displacing the crucial site of human access to divinity from the Mass to the stake, the Marian protestant ontology of presence centered itself in the physical body and agency of the believer. It invoked no minacle, only the workings of natural proceesses of dissolution and transmutaion. Yet as it burned for failing to believe in the miracle of transubstantiation, the martyr's body experienced just such a miracle.16

カトリックの存在論は、ミサに於ける実体変化を通してキリストの身体を信仰者の身体に譲与する。これに対してプロテスタントの存在論は、ミサに於ける実体変化を否定したために、キリストの身体を信仰者の身体に譲与するのは、火刑台における変容であるという。John Foxeの大著、Acts and Monumentsは、メアリ時代のプロテスタント殉教者列伝であるが、ここで描かれる火刑台の身体は、単に自然法則に従った物質的変化を受けるに過ぎないが、プロテスタント殉教者の身体と信仰によって、カトリックの実体変化と同じ変容を受けるのだと言う。

これに対し、サウスウェルが"Christs bloody sweat"で描いた、カトリック信仰者の身体は、痛みを担う物理的身体性が、ミサに於ける実体変化の身体性を通して、キリストの身体に変容され、信仰者の身体にキリストの身体を贈与する。カトリック聖体祭儀における実体変化は、聖体拝領するカトリック信仰者の身体性変容を説明するだけでなく、キリストに倣って殉教するカトリック信仰者の身体の変容も説明するのである。

さて次章では、エリザベス治世下のカトリックが何故ここまで苛酷な迫害を忍ばなければならなかったのかを、考察することにしよう。

II. なぜ反逆者か

プロテスタント国教体制を確立したエリザベス治世下のカトリック信徒は、ローマ・カトリックであった姉メアリ治世のプロテスタント信徒と異なり、異端者として火刑にされるのではなく、政治犯として、反逆者に科せられるのと同じ、最も苛酷な処刑を受けていた。カトリックを反逆者として処刑したのは、1570年、当時の教皇ピウス5世が、教書Regnans in excelsisで、プロテスタント国教体制を樹立したエリザベスを破門した事実に端を発する。少し長いが、英国宗教改革以後の英国カトリック史を理解するうえで、重要性が高いので、以下に引用する。

... resting upon the authority of Him ... upon this supreme justice-seat, we do out of the fullness of our apostolic power declare the foresaid Elizabeth to be a heretic and favourer of heretics, and her adherents in the matters aforesaid to have incurred the sentence of excommunication and to be cut off from the unity of the body of Christ.

And moreover [we declare] her to be deprived of her prentended title to the aforesaid crown and of all lordship, dignity and privilege whatsoever.

And also [declare] the nobles, subjects and people of the said realm, and all others who have in any way sworn oaths to her, to be forever absolved from such an oath and from any duty arising from lordship, fealty and obedience; and we do, by authority of these presents, so absolve them and so deprive the same Elizabeth of her pretended title to the crown and all other the abovesaid matters. We charge and command all and singlular the nobles, subjects, peoples and others aforesaid that they do not dare obey her orders, mandates and laws. Those who shall act to the

contrary we include in the like sentence of excommunication.¹⁷

エリザベスは異端者であり、教皇権によりカトリック教会から破門されたのであるから、国王として持つ一切の特権を失うこと、また英国国民は女王に対する臣従から解放されるばかりでなく、彼女の命令や法律に従う必要はなく、女王に従う者もまた、異端者として破門されることを宣言したのである。この教皇文書は、国王廃位権と臣従義務からの解放の点で、政治、外交上の大打撃となり、大陸カトリック亡命者のうちで指導的な立場にあった、枢機卿William Allenをして、Regnans in excelsisはピウス5世と共に墓に入ったのだと後に言わしめた程のもので、18この後、1850年に、英国カトリック位階制が復興するまで、英国におけるカトリック迫害、及び偏見の根拠として長くその悪影響を及ぼした。

更に状況を悪化させたのは、これから10年後の1580年、イエズス会士Edmund Campionと、Robert Personsが英国宣教に派遣される際、二人の宣教活動が、英国国内でカトリック復興を企てる政府転覆等、政治的意図を持たないことを明確にするために、時の教皇グレゴリオ13世が、教皇文書 Explanatio を出し、問題の教書Regnans in excelsisは、情勢が現在のままであれば(rebus sic stantibus)、英国カトリックに対して拘束力を持つものではないとしたことである。19

多くのプロテスタント論争家が指摘しているように、仮に万一、何らかの形でカトリック勢力による英国侵略が成功した際には、この教書Regnans in excelsisが効力を持ったであろうことは想像に難くないし、教皇庁が当時、国王廃位権一般を主張していたのも事実なのである。実際、Explanatioは、Regnans in excelsis自体を廃止したのではなく、ただ単にその執行を延期したにすぎないのだ。²⁰

従ってこの文書は、カトリック当事者の意図とは全く逆に、カトリックは、自分達の勢力固めができないうちは臣従するが、一旦勢力が確立した際には、教皇に忠誠を誓って自国の国王を廃位するのではないかとするプロテスタント論争家の逆攻勢を浴びる結果を招くことになってしまったのである。

こういった歴史的経緯から、英国国内のカトリック信徒は、プロテスタント国教を奉じないという宗教的理由ではなく、政治的理由で弾圧を受けていた

訳である。この他の背景としては、i)メアリ時代の プロテスタント迫害がキリスト教全勢力からの反感 をかった教訓が既にあったこと、ii)カトリック有力 貴族をはじめとして、国内で潜在的なカトリック勢 力がどの位存在するのか不明であった点、更に最大 の原因として、iii)スペイン、フランス、神聖ローマ 帝国をはじめとする、当時英国の外交上の敵国が全 てカトリック勢力であったため、宗教上の理由で迫 害をしていることになれば、これら外国勢力からの 侵略を招く結果につながる点が挙げられよう。また、 当時英国宣教と、大陸カトリック亡命者の外交政策 の責任者であった前述のアレンらは、外国勢力と計っ て英国侵略と、エリザベス廃位を企ているとされて おり、英国に派遣された宣教司祭にその意図がなく ても、有事の際には、これら司祭を政治的意図で使 う可能性があったらしいのである。²¹

このように大陸カトリックの一部が暴走して企てたバビントン陰謀事件など女王暗殺、政府転覆事件が発覚する(もしくはでっち上げられる)度、また、スペイン無敵艦隊等、大陸カトリック勢力の侵攻の度に、カトリックを取り締まる厳しい法律が制定され、国内カトリックは益々の受難を忍ぶことになるのである。

加えて、従来、反プロテスタント勢力の急先鋒とされていたイエズス会の存在が、英国カトリックの政治的立場を複雑にする。イエズス会は、その創立の目的が、司祭の司牧活動(ministry)であり、²²当初からプロテスタント宗教改革に抵抗する目的で設立された訳ではなかった²³にもかかわらず、同会が、修道会会員が宣立する清貧、貞潔、従順の誓願の他に、第4の誓願として、宣教に関して教皇へ特別な従順を誓う事を加えていたために、²⁴宗教改革で混乱するヨーロッパで、教皇の世俗権の推進勢力として見なされていたのである。

イエズス会の中でも、英国宣教については様々に 意見が分かれており、第4代総長Everard Mercurian は、英国宣教に反対、²⁵次代総長Claudio Aquaviva はアレン支持であったためこれに賛成し、²⁶サウスウェ ルとガーネットを英国宣教に送り出すのだが、それ でもアクアヴィーヴァは、キャンピオンが反逆者と して処刑された1581年以降、英国イエズス会士に対 し、一切の政治的関与を禁止しているのである。²⁷

いずれにせよ、国内では禁忌のカトリック宣教司 祭を養成していた大陸各地の英国学寮は、その大半 がイエズス会士にその運営の責任を委ねており、英国宣教司祭が教皇庁、カトリック大国、そしてその「手先」のイエズス会のスパイであるとの誤解を受けてしまったのである。英国国内で何らかの陰謀事件が発覚すると、これら英国学寮が、その策謀の拠点になっているのではないかとの疑いを持たれることさえあったのである。²⁸

このように、創立者の意図とは裏腹に、政治的に非常に微妙な立場にあったイエズス会へサウスウェルが入会したのは何故だったのだろうか。生来観想的な魂と感受性を持っていた彼は、一時期、イエズス会のような活動修道会ではなく、祈りと黙想の修道生活を強く求めていたのである。結局、彼は観想修道会であるカルトジオ会ではなく、活動会のイエズス会を選んだのだが、これは、自分の肉親に秘跡執行など、司祭として司牧(ministry)の恵みを施し、英国にカトリックを宣教したかったためなのである。29 活動と観想の二つの道で迷っていた10代の魂の動揺を、彼は後になって、以下のように回想している。書簡から、一部引用してみよう。ここでブルーノの船といっているのは、カルトジオ会、イグナチオの船とは当然、イエズス会を指す。

While still uncertain about my vocation, I was tossed to and fro by various interior impulses, wavering between the bark of Bruno and that of Ignatius, yet was unable to reach either, being well-nigh drowned by the beating waves of temptation. Then shaping a more prudent course, I frequently sought the advice of my soul's physician. He, with repeated arguments, exhorted me to follow steadily my first vocation, which was to the Society. In this way he calmed for awhile my interior tumult of soul, yet not so thoroughly but that on leaving him some new storm would buffet my mind with not less fury than before.³⁰

こうしたサウスウェルの切なる願いにもかかわらず、故国に戻った彼を待ち受けていたのは、素封家であった父が、一家の安全と財産を失うことを恐れるあまり、海外でカトリック司祭の叙階を受けた実の息子に会うことにさえも危惧を覚えるという現実であったのである。31後に英国で宣教活動の経験を積み、カ

トリックの置かれている危険を熟知したサウスウェルは、人生の日暮れ時を迎える父に、彼と彼の魂を 気遣う書簡を送っている。

しかしながら、サウスウェルのもう一つの願いー 殉教への望みーは聴きとどけられ、英国で成就する。 修練期の霊的日誌から引用してみよう。

If God who knows man's misery, still wishes to lengthen my life ... and to exercise me still further in this valley of tears, then let toil come, let come chains, imprisonment, torture, the cross of Peter and Andrew, the gridiron of Lawrence, the flayer of Bartholomew, the lions of Ignatius, all things in a word which can possibly come. Indeed, my dearest Jesus, I pray from my heart that they may come, and Thy wounds and the sufferings of Thy Saints, by Thy merits and by theirs, I most humbly beg that they may begin now at this very moment when I am writing, and last until the very end of my life. For Thy sake allow me to be tortured, mutilated, scourged, slain and butchered. I refuse nothing, I will embrace all, I will endure all, not indeed I, dust and ashes as I am, but Thou, my Lord, in me. 32

後述するように、イエズス会の習慣で、毎晩朗読されていたローマ帝国時代の殉教者の名前が、「諸聖人の連祷」のように並んでおり、10代の若者の一途な志が伺えるが、修練期に書かれたこの霊的日誌には、サウスウェルが後に英国で執筆することになる詩のモチーフが既に散見される点で、興味深い。

III. 英国宣教前の Ars Moriendi

さて、本セクションでは、殉教を望むサウスウェル がどんな死の黙想をしていたのかを、英国宣教出発 前の時期に焦点を当てて見ることにしたい。

Martz も指摘するように、サウスウェルが、死の 黙想をする際の集中力には、驚くべきものがある³³と いう。これは、イエズス会士サウスウェルが、修道 生活と黙想の指針としていた聖イグナチオ・デ・ロ ヨラの『霊操』第1週で説明されている「場所の設定」 に基づいた黙想をしているいることにその理由を求めることができる。『霊操』でいう「場所の設定」とは、観想したいものの物的場所を想像の目で見ることであり、³⁴イグナチオの「場所の設定」が、彼の詩にリアリズムと"physical immediacy"を与え、苦しむキリストと黙想者との間に感情的一致を達成する効果をもたらしているという。³⁵では、サウスウェルは『霊操』の「場所の設定」を用いて、死をめぐり、一体どんな黙想をしたのであろうか。

当時イエズス会の習慣によると、毎晩夕食の際に、Roman Martyrologyが読まれていたことが知られている。³⁶前述のように、Alienをはじめとするカトリック大陸亡命者が母国宣教司祭養成のために創設したDouai、Rheimsをはじめローマの英国学寮は、当初から主にイエズス会士の監督下に置かれており、イエズス会のこの習慣が学寮でも踏襲されていた。また、これら学寮で養成されて英国宣教に赴いた司祭の殉教の模様は、学寮に逐次報告されて、後に続く神学生達の模範となっていたのである。³⁷

サウスウェルが英国に出発する以前に殉教したローマ学寮出身の司祭は、Ralph Sherwin (1581年没)、Luke Kirby (1582年没)、John Shert (1582年没)、Thomas Cottam (1582年没)、William Lacey (1582年没)、William Hart (1583年没)、Thomas Hemerford (1584年没)、John Munden (1584年没)、George Haydock (1584年没)であり、38これら司祭のうち幾人かは、後述するアレンの著作 A Briefe Historieに、逮捕、拘留、拷問による尋問、そして不当な裁判の報告と、殉教の模様が収録されている。39

ローマ学寮出身ではないが、イエズス会最初の英国殉教者Edmund Campion (1581年没)もその影響を忘れてはならないであろう。⁴⁰サウスウェル修練期の指導司祭であったパーソンズは、⁴¹このキャンピオンと共に英国宣教活動をしており、修道生活の霊性を方向付ける上で重要な時期である修練期に、会の最初の英国殉教者を直接知るパーソンズから彼が受けた影響は大きかったに相違ない。

さて、このサウスウェルとの親交も深いパーソンズは、1581年、De Persecutione Anglicana Epistola を出版し、英国でのカトリック迫害の様子を大陸に知らせることに成功した。同書については、直ぐにフランス語、ドイツ語、イタリア語、英語と各国訳訳が次々に出版されて、大陸での広報活動に

効果を上げたという。42

これら各国語訳のうち1582年ローマで出版されたラテン語版には、英国殉教者の受難を描いた銅版画6枚が収録されており、これを基に、1583年にはNicolo Circingnaniが、ローマ英国学寮の礼拝堂に、ローマ時代からエリザベス時代にいたる英国殉教者の受難を物語るフレスコを完成させている。43現在学寮に残っているのはオリジナルではなく、当時この壁画を模写した版画(Joannes Baptista di Cavallieri, Ecclesiae Anglicanae Trophaea (Rome, 1584))からのレプリカである。退色して、ほこりっぽい感じの背景に浮かび上がるエリザベス時代のカトリック殉教の模様は、反逆者として処刑されることを宣告する判決文に繰り返される"hanged, drawn, and quartered"を描いており、技術の稚拙さを越えて生々しい。

サウスウェルが英国宣教に出発するのは、1586年であるから、当時まだローマ学寮にいた彼は、礼拝堂に描かれたこの壁画を黙想の糧としていたに違いない。「場所の設定」の方法を用いて、いずれは自分が赴くであろう英国宣教と、殉教の覚悟を日々練成していた筈である。

パーソンズの後を受けて1582年には更にアレンが、A Briefe Historie of the Glorious Martyrdom of XII Reverend Priests を著した。この中から一例として、1578年2月に殉教したカトリック司祭John Nelsonについての記述を見てみよう。同書には、ローマ英国学寮出身の司祭の記録が幾つか収録されており、印刷されて本になる以前にも、殉教の模様を伝える英国からの書簡が、各学寮で回覧されて、前述のように夕食時の朗読として使われていた可能性が高い。

And so the hangman being willed to dispatch, M. Nelson praied a litle while to himself, and then requested such of the assembly as were Catholikes to pray with him, That CHRIST by the merites of his bitter PASSION would receive his soule into everlasting joye. When the carte was drawen away, a great number cried with loude voice, Lord, receive his soule. He was cut downe before he was half dead, dismembred and ripped vp, and as the hangman plucked out his hart, he lifted him

self vp a litle, and as some that stode nere report, spake these wordes, I forgeue the Q. and al that were causers of my death. But I, though I saw his lipps moue, yet heard not so much and the hangman had iij or iiij blowes at his head before he could stricke it of. His quarters were hanged on fonre [sic. foure] gates of the citie, and his head set vpon London-Bridge: ...⁴⁴

処刑前、その場に居合わせたカトリック信者に祈りを請い、迫害者の魂にも祈りを捧げた上で、キリストの受難に倣い殉教するカトリックは、刑吏の手で、絞首され、内臓を抜かれた後で、四肢を切断されるという。この公開処刑の方法は、殉教者の記録に繰り返し現われる儀礼である。ロンドンで処刑された場合には、首と四肢が、ロンドン橋と市内4箇所の門に晒されて、殉教者を崇敬するカトリック信者が密かに巡礼したという。45

ミシェルフ・フーコーは、その著作『監獄の誕生』の冒頭で、フランス18世紀における反逆者の処刑の様子を生々しく描写した後、反逆者の身体に行使される暴力が苛酷を究め、受刑者の死後も執ように行なわれたのは何故かを以下の様に考察する。このフーコーの分析は、女王暗殺陰謀をはじめとして、反逆者として処刑されたエリザベス時代のカトリック処刑についてもそのまま当てはまる。

したがって身体刑は法律的一政治的な機能をもつ のである。いったんは傷つけられた君主権を再興 するための、それは一つの儀式だと言えよう。そ れは君主権を完全な華々しさのなかで顕示しつつ、 それを復活させる。 ... 公開される処刑というもの は、蝕まれたのちに回復する権力がいとなむ一連 の大がかりな祭式全体(たとえば載冠式、征服した 都市への国王の入城式、反乱を行なった臣下の降 伏式)のなかに組込まれるのであって、君主を軽ん じた犯罪にたいして万人の面前で無敵の力をふる うわけである。 ... すなわち、法を侵すことで犯罪 者[=法律違反者]は君主の人格そのものを傷つけた わけであり、その人格こそが、 ... 被処刑者の身 体につかみかかって、烙印を押し付け、打負かし、 痛めつけたその身体を見せつけるのである。した がって処罰の儀式は完全に《戦慄的》である。46

フーコーは更に、反逆者の身体刑は、拷問とともに、損われた国王権力を回復するだけでなく、真理を明らかにする機能を兼ね備えていた点を指摘しているが、⁴⁷この点もまた、エリザベス時代のカトリック弾圧にも共通していることが、アレンの上掲書にも見て取れる。アレンは、エリザベス異端政府が、拷問、糾問宣誓などの手段を使用して、法律で処罰の対象となる過去の行為や言葉ばかりでなく、心の秘密を知るという、本来は教会だけが保有する霊的権限を簒奪していると批判する。⁴⁸

... al the world see our extreme calamitie, that are punished euen by most cruel and ignominious death, not onely for our pretended deedes, wordes or any exterior actes, which onely are punishable by mans lawes, but for our very cogitations gathered by false suppositions and vndewe means. ... God him self that doth aboue mans law punish the trespasses euen of our hart, ...⁴⁹

英国コモン・ローに反する拷問という非合法的権力を使って、50本来ならば聴罪司祭のみが知ることを許されている良心の秘密、真理を私物化していると批判しているのである。アレンの糾弾は更に続き、カトリックは、教皇軍が英国侵入した場合等、実際にあるかとどうかも分らない想定の下、将来犯すかもしれない罪の可能性だけで処罰され、また、実際の行為がなくても、女王にたいして、ill-affectionや、ill-dispositionがあるとされるだけで、処罰されるという。これらは、いかなる国の法体系によっても、処罰の対象となるべきものではないと彼は主張する。同書からの引用を続けよう。

God him self ... yet chargeth no man nor searcheth any man for the time to come, nor for sinnes that he would haue committed, or might or were like to haue committed if he had liued, or had had such occasions, prouocations or tentations as other men, or he might haue had. ... we must be farther demaunded by authoritie, othe or torment, what we will do in such and such cases to come, or perchaunce neuer to come. ... they are condemned of a

fault or crime of their hart or cogitation, ... il affection or il disposition to the Queene.⁵¹

このようにエリザベス政府が行なっているのは、法 執行ではなく、法の侵犯を強制するものであり、⁵²蓋 然的推論を勝手に積み上げて反逆罪を捏造するもの である53というアレンの主張は、その妥当性をLacv Baldwin Smithの研究で確認することができる。こ の研究によると、チューダー時代の大逆罪の定義は 極めて曖昧で、殆ど全ての言葉、行為を包括し得る ものであり、アン・ブーリンの場合もそうだが、大 逆罪の判断基準は、実際に反逆罪を犯したかどうか ではなく、国家にとって危険かどうかに左右される ことが多く、反逆罪を立証するには、隠された悪意 や、反逆的意図があれば十分だったのである。⁵⁴「神 は真実な方です。だから、あなたがたに向けたわた したちの言葉は、『然り』であると同時に『否』で あるというものではありません。」という、 第2コリ ント第1章18節の言葉が、『然り』であると同時に 『否』であり得る人間の言葉に翻弄されるカトリッ クにとって、これほど切実に響いたことはないだろ う。

サウスウェルの元には更に、1584年2月12日に処刑されたローマ学寮出身の司祭、Geroge Haydockの公判と殉教の目撃談がRheimsのRichard Barretから届けられている。⁵⁵彼は学寮で、英国カトリックの窮状を伝えるnewslettersを編集していたらしい。これらのnewslettersは、英国宣教ニュースのネットワークを大陸各地の英国学寮に形成したが、本国ではWilliam Cecilの知るところとなって、エリザベスに長年仕えたこの側近を大い憤慨させたという。サウスウェルはこの編集に夢中になるあまり、かつての指導司祭であったパーソンズから、"Tell Robert not to spend so much time in writing news-letters, but to get on with his studies"とたしなめられている。⁵⁶

大陸と英国でのこうしたプロパガンダ合戦の間、1585年には、ついに新立法によって、英国に生まれ海外で叙階されたカトリック司祭、イエズス会士は帰国した場合に反逆罪として断罪され、またこれら司祭を匿ったカトリック信徒も重罪とされることが規定される。57サウスウェルの英国宣教前年のことである。学寮で、殉教の黙想を重ねてきたサウスウェルが英国で体験したのは何だっただろうか。

(Part IIに続く)

註

*本考察を執筆するにあたり、第13回日東学術振興財団の助成により、ローマ英国学寮を訪問する機会を得たことを、ここに御礼申し上げます。尚、文中イタリックは全て本考の著者により、引用文については原則的に、現代語表記に直さず、サウスウェル独特のphonetic spellingもそのままとする。

- 1. サウスウェルの生涯については、Pierre Janelle, Robert Southwell the Writer: A Study in Religious Inspiration (London: Sheed and Ward, 1935)及びChristopher Delvin, The Life of Robert Southwell: Poet and Martyr (New York: Farrar, Straus and Cudahy, 1956)が詳しい。以下(O.S.)とあるのは、旧暦を指す。
- 2. Nancy Pollard Brown, "General Introduction," in James H. McDonald and Nancy Pollard Brown eds. *The Poems of Robert Southwell, S.J.* (Oxford: Clarendon Press, 1967) xxiii. 以下、*Poems* と略し、サウスウェルの詩の引用はすべてこれに依る。
- 3. Delvin 290.
- 4. Janelle 69 及びDelvin 292. Helen C. White, "The Contemplative Element in Robert Southwell," *The Catholic Historical Review* 48 (1962) 10-11.
- 5. Poems18-19.
- 6. John X. Evans, "The Art of Rhetoric and the Art of Dying in Tudor Recusant Prose," *Recusant History* 10 (1970) 262.
- 7. Nancy Pollard Brown, "Commentary," in *Poems* 119.
- 8. Poems 19.
- 9. Robert Southwell, "Epistle unto His Father," in *Two Letters and Short Rules of a Good Life*. ed. by Nancy Pollard Brown (Charlottesville, VA: The University Press of Virginia, 1973) 19. 10. 石原 宏「イタリアに於ける『十字架のペリカン 図像』の普及」イタリア学会誌 40 (1990) 118-144. イタリアだけでなく、英国においてもペリカン図像

- は知られていた。例えば Wiiliam Shakespeare, King Lear III. iv. 1.74.
- 11. マリオ・プラーツ 『 綺想主義研究 バロックの エンブレム類典 - 』(ありな書房、1998年) 116, 311,313.
- 12. William Allen, A Briefe Historie of the Glorious Martyrdom of XII Reverend Priests 1582 ed. by D.M. Rogers English Recusant Literature, 1558-1640 Volume 55 (Aldershot: Scolar Press, 1970) fol. 10r. 以下、Allen, Briefe Historie と略す。
- 13. 例えば、Robert Southwell, An Humble Supplication to Her Maiestie. ed. by R.C. Bald (Cambridge: Cambridge University Press, 1953) 34.
- 14. Poems 19.
- 15. Carolyn A. Schten, "Southwell's 'Christes Bloody Sweat": A Meditation on the Mass," *English Miscellany* 20 (1969) 75-80.
- 16. Janel M. Mueller, "Pain, persecution, and the construction of selfhood in Foxe's Acts and Monuments" in Claire McEarchern and Debora Shuger eds. Religion and Culture in Renaissance England (Cambridge: Cambridge University Press, 1997) 171.
- 17. G.R. Elton ed. *The Tudor Constitution:*Documents and Commentary. Second Edition
 (Cambridge: Cambridge University Press, 1982)
 427.
- 18. Patrick McGrath, "The Bloody Questions Reconsidered," Recusant History 20 (1991) 316. 19. この点に関しては、Patrick McGrath, "The Bloody Questions Reconsidered," 305-319 及び Michael L. Carrafiello, "Rebus Sic Stantibus and English Catholicism, 1606-1610" Recusant History 22 (1994) 29-40を参照。
- 20. Carrafiello 32.
- Robert M. Kingdon, ed. The Execution of
 Justice in England by William Cecil and A True,
 Sincere and Modest Defense of English Catholics
 by William Allen (Ithaca, New York: Cornell
 University Press, 1965) xxxi-xxxvii, 20.
 John W. O'Malley, The First Jesuit.
 (Cambridge, Massachusetts: Harvard University

Press, 1993) 18.

- 23. O'Malley 278.
- 24. O'Malley 298.
- 25. Delvin 38.
- 26. Delvin 58.
- 27. Delvin, 94.
- 28. "The Proclamation of 1591" in R.C. Bald ed. An Humble Supplication to Her Maiestie by Robert Southwell (Cambridge: Cambridge University Press, 1953) 60.
- 29. Delvin, 40. Janelle, 12.
- 30. John H. Pollen, S.J. Unpublished Documents Relating to the English Martyrs. Volume I: 1584-1603. Publications of the Catholic Record Society Volume 5 (London: Whitehead and Son, 1908) 298. (以下CRS 5 と略す)
- 31. Robert Southwell, "An Epistle of Robert Southwell unto His Father, Exhorting Him to the Perfect Forsaking of the World, " in Two Letters and Short Rules of a Good Life ed. by Nancy Pollard Brown (Charlottesville, VA: The University Press of Virginia, 1973) 3. 父は後になっ て獄中の息子と再会し、あまりの悲惨な姿に、上記 の書籍と人間らしい最低限の生活用品を届けること ができるよう、女王に嘆願したという。Janelle, 68. この父は、1600年にカトリックとして没したと、ガ ーネットは伝えている。Nancy Pollard Brown, "General Introduction, " in Two Letters and Short Rules of a Good Life, xxiii-xxiv. 32. Nancy Pollard Brown. "General Introduction," in Two Letters and Short Rules of a Good Life xlii-xliii. また、Janelle 34も、イエズ ス会入会以来の最終目標は、殉教だったとしている。 33. Louis L. Martz, "Robert Southwell and the Seventeenth Century," in The Poetry of Meditation: A Study in English Religious Literature of the Seventeenth Century (New Haven: Yale University Press, 1962) 207. 34. 聖イグナチオ・デ・ロヨラ 『霊操(改訂版)』 ホ セ・ミゲル・バラ訳 (新世社、1992年) 63. 35. A.D. Cousins, The Catholic Religious Poets

from Southwell to Crashaw: A Critical History

(London: Sheed & Ward, 1991) 32, 34.

- 36. O'Malley 340.
- 37. ローマ英国学寮については、Michael E. Williams, *The Venerable English College, Rome: A History*, 1579-1979 (London: Associated Catholic Publications, 1979)が詳しい。
 38. Williams, 230-231.
- 39. Allen, *Briefe Historie* に収録されているローマ 学寮出身者は、Sherwin、Kirby、Shert、Cottam である。
- 40. キャンピオンが大陸各地にある英国学寮に与えた影響については、Michael E. Williams, "Campion and the English Continental Seminaries," in Thomas M. McCoog, ed. *The Reckoned Expense: Edmund Campion and the Early English Jesuits* (Woodbridge: The Boydell Press, 1996) 285-299を参照。
- 41. サウスウェルは、修練期2年目に、Roman Collegeでパーソンズから指導を受けた。Delvin 44. 42. A.G. Pitti, "Richard Verstegan and Catholic Martyrologies of the Later Elizabethan Period," *Recusant History* 5 (1969) 65.
- 43. Pitti 65 及び Michael E. Williams, "Campion and the English Continental Seminaries," 293-294. J.T. Rhodes, "English Books of Martyrs and Saints of the Late Sixteenth Century," *Recusant History* 22 (1994) 10-11, 22.
- 44. Allen, Briefe Historie fol. 77v.
- 45. このカトリック殉教者の遺体が崇敬と巡礼の対象となったことについては、イエズス会総長Claudio Aquaviva宛て1588年8月31日付けサウスウェル書簡参照。 CRS 5,327. Allen, Briefe Historie 22r-22v,78r 等を参照。イタリア、スペイン、フランス等、大陸カトリック諸国は、英国カトリック殉教者の遺物を求めており、遺体が晒されていた場所に巡礼したという。聖遺物よる癒しも記録されている。英国殉教者の聖遺物が大陸カトリックの許に届けられて崇敬の対象とされた点については、J.T. Rhodes, "Egnlish Books of Martyrs and Saints of

Rhodes, "Egnlish Books of Martyrs and Saints of the Late Sixteenth and Early Seventeenth Centuries," Recusant History 22 (1994) 21が、具体例を挙げている他、これらの聖遺物癒しの奇跡があったことも記載しているのは Peter Lake, "Agency, Appropriation and Rhetoric under the

Gallows: Puritans, Romanists and the State in Early Modern England," Past and Present 153 (1996) 83-84, 101も参照。また、Katherine Park, "The Criminal and the Saintly Body: Autopsy and Dissection in Renaissance Italy," Renassance Quarterly 47 (1994) 22-23, 26は、司法当局の権威によって、解剖用に提供された犯罪者の死体と同様、ばらばらにされた聖人の体が、聖遺物として崇敬されたこと、犯罪者の解剖を教会で行なっていた時期があったことを挙げて、処刑が犠牲としてのサクラメント性を持つことを指摘している。更に聖人と犯罪者が殉教を通してつながっていることを考察し、犯罪者の死体もまた、聖人の遺体と同様、腐敗せず、癒しの奇跡をもたらしたことがあったのを付記している。

- 46. ミシェル・フーコー『監獄の誕生 -監視と処罰 ー』田村塚駅 (新潮社、1977年) 52. フランシス・バーカー『振動する身体-私的ブルジョア主体の誕生ー』末廣 幹駅 (ありな書房、1997年) 100-101も参照。また英国17世紀の公開処刑における国家と宗教の関係については、J.A. Sharpe, "Last Dying Speeches': Religion, Ideology and Public Execution in Seventeenth-Century England," Past and Present 107 (1985) 144-167.
- 47. フーコー『監獄の誕生』 48-49.
- 48. Elizabeth Hanson, "Torture, and Truth in Renaissance England," *Representations* 34 (1991) 73-74.
- 49. Allen, Briefe Historie fol. 18r.
- 50. Hanson 57, 65.
- 51. Allen, Briefe Historie fol. 18r-18v.

- 52. Allen, Briefe Historie o fol. 19v.
- 53. Allen, Briefe Historie fol. 39r.
- 54. Lacey Baldwin Smith, "English Treason Trials and Confessions in the Sixteenth Century, "Journal of History of Ideas 15 (1954) 472, 473, 476を参照。
- 55. CRS 5, 57. Janelle 29.
- 56. CRS 49, 226, cited in Delvin 52, 342.
- 57. 規定は以下の通り。 "And be it further enacted by the authority aforesaid that it shall not be lawful to or for any Jesuit, seminary priest or other such priest, deacon or any religious or ecclesiastical person whatsoever, being born within this realm or any other her Highness' dominions, and heretofore since the said feast of the Nativity of St John Baptist in the first year of her Majesty's reign made, ordained or professed, or hereafter to be made, ordained or professed, by any authority or jurisdiction derived, challenged or pretended from the see of Rome, ... to come into, be or remain in any part of this realm or any other her Highness' dominions after the end of the same forty days, ...; and if he do, that then every such offence shall be taken and adjudged to be high treason; and every person so offending shall for his offence be adjudged a traitor, and shall suffer, lose and forfeit as in case of high treason. " 27 Eliz. I, c. 2. " An Act against Jesuits, seminary priests and such other like disobedient persons" in Elton 434.

(平成12年3月18日受理)